

# 小企業無災害記録証交付制度

## ●対象

第5種無災害記録を樹立後、無災害を継続している常時50人未満の労働者を使用する会員事業場

## ●交付

第5種無災害記録樹立後5年ごとに無災害記録証を交付

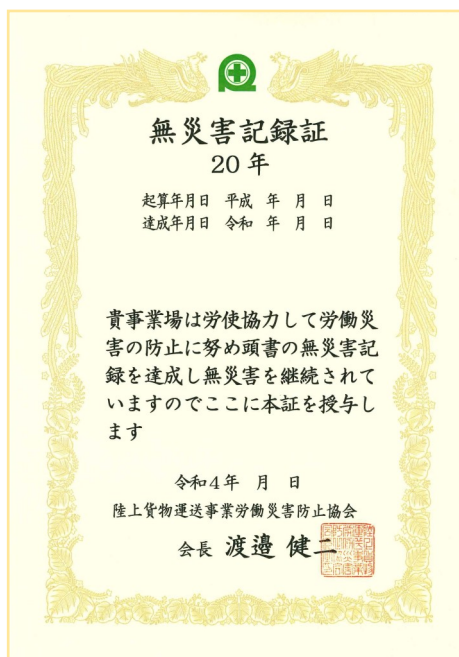
## ●無災害記録期間

業務上死傷災害（休業1日以上）が発生した日の翌日から起算した期間

## ●申請方法

本記録証の交付は、会員事業場からの申請により実施しています。申請に当たっては、各都道府県支部にお申し出ください。支部長からの推薦に基づいて審査の上、無災害記録証を支部長を通じて交付します。

## ●小企業無災害記録証交付制度 記録証及び証書ホルダー



無災害記録証



証書ホルダー